

広島地方最低賃金審議会  
第4回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和6年8月5日(月) 9時57分～13時23分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <p>前回専門部会の審議経過について事務局から説明を行った後、審議が行われた。</p> <p>(1) 冒頭、労使双方から意見表明がなされなかった。続いて個別協議に移り、公益委員が労側・使側と慎重に協議を重ねたが、労使の提示額の差は埋まらず公益案を出すに至った。</p> <p>(2) 部会長は、改正金額はプラス50円という公益案を提示した。その理由として、「最低賃金決定3要素のうち、①労働者の生計費については、広島市の令和5年10月から令和6年6月までの「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数を、より中央最低賃金審議会で示された資料に準ずるよう、「バナナ」、「ポリ袋」、「ガソリン」を加味して再分析したところ、対前年上昇率は5.07%であったこと。②賃金については、賃金改定状況調査結果の賃金改定率と春闘における賃金引上げ状況がいずれも昨年を上回っているものの、いわゆる防衛的賃上げを実施している中小・小規模事業者が存在している状況も否めないこと。③通常の事業の賃金支払能力については、業況判断は改善しているものの、広島県においても価格転嫁が十分な状況になく、賃上げの原資を確保することが難しい中小・小規模事業者も多く存在している状況が否めないこと。④広島県の地域情勢として、広島県の転出超過推移は令和3年から毎年約2,000人ずつ増加していること。令和6年5月分の管内雇用情勢で、有効求人倍率が1.43と全国第8位、中国地方第2位となっていること。広島県の外国人技能実習生は、令和5年10月末時点で17,204人と、中国地方5県の約5割を占めて全国6位の人数であることなどから、引上げ額については「頻繁に購入する品目」の消費者物価指数上昇率である5.07%を基本とし、賃金、通常の事業の賃金支払能力及び広島県の地域情勢である転出超過等の抑制と外国人技能実習生等の人材の確保を総合的に勘案して、5.15%引上げ、引上げ額50円が妥当である。」旨の説明がなされた。</p> <p>さらに、広島労働局に対して、関係機関・団体と有機的な連携を図り、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に係る各種支援策の一層の周知徹底を図ること、中</p>			

小・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、適切な価格転嫁対策に係る取組を強化すること、及びいわゆる「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援策などが要望された。

- (3) 公益案が示された後、使側委員から「公益案は適当と判断する。」との意見に続き、「中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、①各種補助金・助成金の制度拡大や申請書類の簡略化、さらには採択率のアップを確保していただきたいこと。②価格転嫁率については昨年よりも確実に上がっているが、その全てを転嫁できているわけではなく、フォローアップのための調査などをしっかりやって実態を把握していただきたいこと。③「年収の壁」については特に問題が大きく、制度の見直しを強く要望したい。政府の義務として、雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者が継続的賃上げを実現できる社会的システムを構築していくべき。」との発言があった。

労側委員から「結果として金額の一致に至らなかったが、いい議論をさせてもらった。」との発言があった。

その後、採決を行った結果、労側一部反対で公益案が議決され、部会長は事務局に部会長報告案の作成を指示した。

事務局は「広島県最低賃金を1時間1,020円とすること」及びあらかじめ部会長から指示された事項に係る付帯文を付した「広島県最低賃金の改正決定に関する報告書」(案)(以下、「報告書案」という。)を作成配付した後、内容を読み上げた。

部会長が報告書案について労使各側に意見を求めたところ意見はなく、同案のとおり第555回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、本部会を閉会した。